

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する  
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 1. 5 中国

中国においては、商標法上、人物名についての登録を禁止する規定はない。したがって、公序良俗の観点(商標法第 10 条第 1 項(8))及び他人が出願より先に有する既得権を害する場合(商標法第 31 条(改正後は第 32 条))以外は、歌手名等についても、出願人が本人又は第三者等に関係なく登録は可能である(ただし、第三者が無断で登録した場合は取消の対象となる)。

なお、中国では 2013 年 8 月 30 日に第三次商標法改正が行われ(2014 年 5 月 1 日施行)、条文番号の変更を伴う大幅改正が行われた。このため、以下では改正前の第二次中国商標法を「現行商標法」と表記し、改正後の新法を「第三次商標法」と表記する。条文について特に併記していない場合は、改正の対象ではない。

### (1) 識別力に関する商標法上の規定について

調査した範囲では、商標法上(第三次改正商標法を含む)及び商標実施条例上、歌手名等について特に明記した規定はなかった。

識別力に関する条文としては、商標法 9 条、同法第 11 条が挙げられるが、人名についてはこれらの規定の解釈から識別力がないと判断されない。ただし、人名等からなる商標が出願された場合、「社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの」(現行商標法第 10 条第 1 項(8))に該当する場合、拒絶の対象となる。

加えて、現行商標法第 31 条(第三次商標法第 32 条)において、「商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。」と規定されており「他者の先の権利」には氏名権が含まれる。例えば、許諾を得ずに第三者が有名人の氏名を用いて出願をした場合、登録は可能であるが、正当な権利者から異議又は無効審判が適された場合、取消の対象となる(商標審理基準<sup>16</sup>第三 5.1)。

すなわち、審査時においては、出願人が本人であろうと、第三者であろうと「社会主義道徳風習を害するもの」に該当しなければ登録は可能であるが、第三者が無断で出願した場合は、登録後の請求により取消の対象となる。

### (2) 歌手名等からなる商標についての審査基準上の取扱い

調査した範囲では、商標審査基準<sup>17</sup>及び商標審理基準において、特に歌手名等に関する記載は見当たらなかった。識別力に関するものではないが、人名に関する規定として以下参考として記載する。

登録できない人名としては、「国家、地域又は政治的国際組織の指導者の名前と

<sup>16</sup> 中国商標審理基準(JETRO 仮訳) URL: <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20051231-1.pdf>, 2013 年 1 月 9 日検索, 以下同じ

<sup>17</sup> 中国商標審査基準(JETRO 仮訳) JETRO HP, URL : <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20051231.pdf>, 2013 年 1 月 9 日検索, 以下同じ

同一又は類似するもの」(商標審査基準第一部分 十(二)1), 「テロ組織, 邪教組織, 暴力団の名称又はそのリーダーの名前と同一若しくは類似するもの」(商標審査基準第一部分 十(二)4), 及び「宗教の教派, 経書, 用語, 式典, 習俗及び宗教人士の呼称, イメージ」(商標審査基準第一部分 十(四)(3))が挙げられている。したがって, これらに該当しない人名については, 登録が可能である。

なお, 現行商標法第 31 条(第三次商標法第 32 条)に関連して, 商標審理基準第三 1 に「他人の既存の権利」に関する記載がある。この基準に基づいて判断がなされる場面は, 「商標異議, 異議再審及び紛争事案に審理において既存の権利の保護が問題となるとき」であるので, 登録後に, 当該登録の取り消しを請求するときとなる。

- (a) 「他人の既存の権利」とは, 「係争商標の登録出願日前に取得されたその他の権利を指し, 商号権, 著作権, 意匠特許権, 氏名権, 肖像権等が含まれる。」とある(商標審理基準第三 1)。
- (b) 「氏名権」に関しての「他人の既存の権利」に損害をもたらす場合とは, 存命中の有名人の本名, 筆名(ペンネーム), 芸名, 別名について, 当該有名人の許諾なくこれらの名前について商標登録することをいう(商標審理基準第三 5.1~5.5)。
- (c) 氏名を用いて商標登録を出願し, 公序良俗を損ない, 又はその他の良くない影響がある場合には, 「商標法」第十条第 1 項第 8 号の規定により審査を行う(商標審理基準第三 5.6)。

### (3) 歌手名等からなる商標の審査での取扱い

#### (3-1) 拒絶の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも, 歌手名等からなる商標は, 識別力を有すると考えられており, 出願人が本人であるか第三者であるかにかかわらず, 音楽関連商品を指定したとしても登録が可能であるとしている。このため, 商標法第 11 条(識別力)にはどの号にも該当しない。また, 審査時においては, 氏名権や著作権等の先に成立した権利に関しての審査は行われぬ。このため, たとえ第三者が無断で歌手名等を出願したとしても登録が可能である。第三者により登録された場合は, その後無効審判等で取り消すことができるだけである。

#### (3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

中国商標局及び出願代理人のいずれも, 上記のように, 歌手名等からなる商標は, 識別力がないことを理由として拒絶とはならないため, 拒絶となる指定商品又は指定役務もないとしている。

#### (3-3) 歌手名等の有名性の程度による判断の変化の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも, 上記のように, 歌手名等からなる商標は, 識別力がないことを理由として拒絶とはならないため, 有名であるか否かにかかわらず登録となるとしている。

### (3-4) 識別力の有無の判断時

使用により識別力を獲得した(顕著な特徴が備わった)か否かを判断するときは、「審理時点における事実状態」が基準となる(商標審理基準<sup>18</sup>第八 6)。

### (3-5) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、歌手名等からなる商標は拒絶とはならないとされており、他人の既得権を害しない又は公序良俗に反しない限りは登録が可能である。

### (3-6) 識別力以外の拒絶理由

中国商標局及び出願代理人のいずれも、現行商標法第 10 条第 1 項(8)及び同法第 31 条(第三次商標法第 32 条)を挙げている。これらの条文及びこれらの条文に関する審査基準等については上記 1.5(1)及び 1.5(2)を参照。

ここで、中国商標局は、「刀美兰」という中国で有名な白族の舞踏家の名前について「ラジオ及びテレビ番組の制作」の役務を指定してされた出願が、商標法第 10 条第 1 項(8)の「有害な影響」を与えると判断され、拒絶となった事例を挙げている。

また、出願代理人は、「張学友」という香港の有名な歌手の名前について、第 9 類「ビデオテープ」について出願について異議がなされ、商標法第 10 条第 1 項(8)に基づき、登録が無効となった事例を挙げている。

## (4) 資料(条文等)

### <現行商標法第 10 条>

次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

(中略)

(8) 社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの

### <現行商標法第 11 条>

以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) その商品の単なる普通名称、図形、型番にすぎないもの。

(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの。

(三) その他の識別力を欠くもの。

前項に掲げる標章が、使用により識別力を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。

<sup>18</sup> 中国商標審理基準(JETRO 仮訳), URL: <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20051231-1.pdf>, 2013 年 1 月 9 日検索, 以下同じ

### <第三次商標法第 32 条>

商標登録の出願は、他人が現有する先行権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。

### <商標審査基準第一部分 十>(図は省略)

十、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの

この項にいう社会主義の道徳、風習は、わが国の人々の共通の生活及び行動の規準、規範及びある時期において一般に認められる良好な風習と習慣のことを言う。その他公序良俗に反するものは商標の文字、図形又はその他の要素がわが国の政治、経済、文化、宗教、民族などの公共利益や公共秩序にもたらす消極的、マイナスの影響で、この影響の判断には商標の内容とその指定商品を総合的に考慮するべきだ。

(一) 社会主義の道徳、風習を害するもの。

(二) 政治的に悪い影響のあるもの。

1. 国家、地域又は政治的国際組織の指導者の名前と同一又は類似するもの。
2. 国の主権、尊厳、イメージを害するもの。
3. 政治的意味を有する数字などによるもの。
4. テロ組織、邪教組織、暴力団の名称又はそのリーダーの名前と同一若しくは類似するもの。

(三) 民族の尊厳や感情を害するもの。

(四) 宗教信仰、宗教感情又は民間の信仰を害するもの。

この基準にいう宗教は、仏教、道教、イスラム教、キリスト教、カトリック教及びこれらの宗教の各教派を含む。この基準にいう民間の信仰は主に媽祖など民間の信仰をいう。登録出願する商標が次の各号のいずれに該当する場合は、宗教信仰、宗教感情又は民間の進行を害するものと判定され、登録を受けることができない。

次の各号の一に該当する商標は、宗教信仰、宗教感情又は民間の信仰を害するものと判定される。

- (1) 宗教又は民間の進行による偶像の名称、図形又はその組合せ。
- (2) 宗教の活動地点、場所の名称、図形又はその組合せ。
- (3) 宗教の教派、経書、用語、式典、習俗及び宗教人士の称呼、イメージ。

### <商標審理基準 三 他人の既存の権利の侵害の審理基準>

#### 1 はじめに

登録を出願する商標は、既存性（中国語は「在先性」）を有するものでなければならない。ここでいう既存性とは、登録を出願する商標が、他人が先に出願し、又は登録した商標と競合してはならず、また、他人が先に取得したその他の合法的権利と競合してはならないことをいう。既存の商標権の保護については、「商標法」の他の条項に規定があるため、本条に定める既存の権利とは、係争商標の登録出願日前に取得されたその他の権利を指し、商号権、著作権、意匠特許権、氏名権、肖像権等が含まれる。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、既存の権利の保護が問題となる

ときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

## 5 氏名権

5.1 許諾を経ないで、他人の氏名の商標登録を出願し、他人の氏名権に損害をもたらす、又は損害をもたらすおそれがあるときは、係争商標を登録せず、又は取り消す。

### 5.2 適用の条件

- (1) 係争商標と他人の氏名とが同一であること
- (2) 係争商標の登録が他人の氏名権に損害をもたらす、又は損害をもたらすおそれがあること

5.3 他人の氏名には、本名、筆名（ペンネーム）、芸名、別名等が含まれる。

「他人」とは、存命中の自然人をいう。

「同一」とは、他人の氏名と完全に同一の文字を使用し、又は他人の氏名の翻訳であって、社会公衆の認識上、当該氏名権者を指すことをいう。

5.4 係争商標が他人の氏名権を侵害するかを認定するときは、氏名権者の社会公衆の間における認知度を考慮しなければならない。

5.5 係争商標の登録出願者は、その主張する氏名権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

許諾を経ないで有名人（原文は「公衆人物」）の氏名を用いて商標登録を出願し、又は他人の氏名であることを明らかに知りながら、他人の利益を侵害する目的で商標登録を出願した場合には、他人の氏名権に対する侵害と認定する。

係争商標の登録出願日の前に氏名権者が許諾を撤回した場合、氏名権者が使用を許諾した商品/サービスの範囲を逸脱して商標登録を出願した場合、並びに氏名権者が明確に許諾していない使用商品/サービスについて商標登録を出願した場合には、許諾を経ていないものとみなす。

5.6 氏名を用いて商標登録を出願し、公序良俗を損ない、又はその他の良くない影響がある場合には、「商標法」第10条第1項第8号の規定により審査を行う。

各国比較一覧表

1. 歌手名等からなる商標の取り扱い

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	本人が出願した場合の拒絶の可能性	なし※1	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2	歌手名等の取扱い(識別力に関する)	基本的に拒絶の対象(ただし、一連の作品が発表されている場合を除く。下記参照※2)	—	識別力あり※1	—	識別力あり	識別力あり	人名は基本的に識別力有※1/グループ名は個別に判断	特に記載なし(人名は基本的に識別力有)
3	適用条文(識別力に関する)	—	CTMR 第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	商標法第6条1項7号	商標法第41条(3)or(4)※1	商標法第29条1項
4	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1202.09	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	商標審査基準第8条	審査マニュアル Part 22「第41条 識別可能」	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」、4.6.1「氏」、4.6.2「氏名」
5	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「録音・録画済みの磁気テープ、録音・録画済みのコンパクトディスク、レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、その他同種の商品」	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	第16類 「印刷物、書画、写真、ポスター、音楽の演奏・コンサートプログラムに関するツアーブック、ステッカー及び転写紙、その他同種の商品」	○(登録可)	×(拒絶)	×(拒絶)※3	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	第41類 「録音・録画済み記憶媒体の貸与、CD等の貸与、音楽の演奏に関する情報の提供、オンラインによる音楽・音声・映像・画像・文字情報の提供、その他同種の役務」	○(登録可)	○(登録可)	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	その他	—	書籍の編集	—	—	—	—	—	×(拒絶) 第35類「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売」 第38類「テレビジョン放送、ラジオ放送」 第41類「映画、ビデオ及び録画済み媒体の制作、映画、ビデオ及び録画済み媒体の貸与、娯楽の提供、演劇の上演」
6	有名性の関与	—	有名である場合拒絶される	有名でない場合、登録可 有名である場合、単なるイメージキャリアとなる商品役務を指定した場合拒絶	有名である場合拒絶される	—	有名である場合拒絶されない※2	有名である場合拒絶される(第三者による出願の場合)	結論は変わらない
7	有名性の推移による判断の変化の可能性	なし	あり	なし	有り(理論的には)	—	なし	—	—
8	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	—	可	可	可	—	可※3	可(グループ名)	—
9	その他の拒絶理由	①歌手名等の名前は基本的に拒絶の対象※2 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①商品又は役務の特徴を示すために取引上使用される商標 ②商品又は役務の種類・質・原産地等の誤認を生じさせる商標 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合。 ②先に存在する他人の権利を侵害してはならない。	①公序良俗違反 ②著名な他人の姓名・名称等を含む商標(承諾なし) ③品質誤認又は欺瞞する商標	誤認混同	—
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15 U.S.C. § 1051, 1052, and 1127) ②15 U.S.C. § 1052(c), 1052(f), 1091(a)	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議) ②商標法第3条(1)(c)	商標法第8条2項、4項及び10項	①第10条第1項(八) ②第31条	①第7条1項4号 ②第7条1項6号 ③第7条1項11号	商標法第43条	—
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1
10	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
11	注釈	※1:識別力なしとしての拒絶はない。ただし、単に内容を表示するような使用の場合は拒絶 ※2:①歌手名等の名において複数作品を発表しており、②当該名前が作品群の出所を示し、単に作者を示すに過ぎないものではないことを示すに足る証拠の提出により登録可。それ以外は登録不可。		※1: Common surname以外 ※2: Trade Mark Act ※3: 単なるイメージキャリア、中世のバジツとなるものを指定商品とした場合	—	—	※1: 第三者が出願した場合。歌手名であっても通常の識別力に関する基準に基づいて判断される。現在、審査基準に歌手名等について明記することを検討中。 ※2: 本人又は正当な権利者が出願した場合 ※3: 登録例はない	※1: Common Nameでなく、指定商品役務がありふれたもの(commonplace)でなければ基本的に登録となる。	—